

商工中金一括データ伝送サービス規定

1. サービスの利用

本利用規定は、商工中金一括データ伝送サービス（以下「本サービス」といいます。）のご契約者（以下「依頼人」といいます。）と当金庫との間で、表面申込書により届け出られた内容にもとづき通信回線を通じたデータ授受の方法により行われるご利用サービスの取扱いについて定めたものです。

2. データ授受の取扱い

データ伝送手順およびデータ伝送に使用するファイル仕様については、当金庫所定のものにより行うものとします。

3. 本人確認

- (1) 当金庫は、受信した加入者番号と暗証番号が、本サービス申込書で届出された加入者番号と暗証番号に一致した場合には、送信者を依頼人とみなしてデータの授受を行います。
- (2) 当金庫が前項により処理したうへは、加入者番号および暗証番号の盗用、不正使用その他の事故により損害が発生しても当金庫は責任を負いません。

4. 通知内容の変更・取消

振込依頼人からの訂正依頼、その他相当の事由がある場合には、依頼人に通知することなく、既に通知済の内容を変更または取消を行うことがあります。

5. 個別規定

総合振込サービス、給与振込サービス、預金口座振替サービスを利用する場合は、当金庫との間で別途締結する「一括データ伝送サービスによる総合振込委託に関する協定書」、「一括データ伝送サービスによる給与振込委託に関する協定書」、「一括データ伝送サービスによる預金口座振替委託に関する協定書」の定めに従うものとします。

6. 手数料

本サービスの手数料については、当金庫所定の金額・方法によりお支払い下さい。

7. 届出事項の変更

- (1) 加入者番号を変更する場合は、当金庫所定の書面により届出するものとし、サービスの解約として取扱います。また、暗証番号および申込メニュー以下の項目を変更する場合は、当金庫所定の書面により届出するものとし、サービスの継続として取扱います。
- (2) 届出事項の変更は、当金庫所定の手続が完了したときから効力を生じるものとします。前項の手続完了前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。
- (3) 第一項による届出事項の変更の届出がなかったために、当金庫からの通知または送付する書類等が延着しまたは到達しなかった場合には、通常到達すべきときに到達したものとします。

8. 解約

- (1) 本サービスは、当事者の一方の都合でいつでも解約できるものとします。ただし、当金庫に対する解約の通知は、当金庫所定の書面によるものとします。
- (2) 当金庫が解約の通知を届出の住所にあてて発信した場合に、その通知が延着しまたは到達しなかったときは、通常到達すべきときに到達したものとみなします。
- (3) 依頼人に次の各号の事由が一つでも生じた場合において、当金庫がこの契約を解約するときは、

当金庫が依頼人にその旨の通知を発信したときに解約されたものとします。

- ① 支払の停止または破産、民事再生手続開始、会社更生手続開始、もしくは特別清算開始の申立があったとき
 - ② 手形交換所の取引停止処分を受けたとき
 - ③ 住所変更の届出を怠るなど依頼人の責に帰すべき事由によって、当金庫において依頼人の所在が不明となったとき
- (4) この契約が解約等により終了した場合には、そのときまでに振込・振替の処理が完了していない取引の依頼については、当金庫はその処理をする義務を負いません。

9. ソフトウェアの取扱い

依頼人は、当金庫から本サービスに関するソフトウェアの提供を受けている場合は、そのソフトウェアの内容を第三者に開示あるいは漏洩してはならないものとします。

なお、本サービス解約時は、当金庫から提供を受けたソフトウェアをすみやかに当金庫に返却するものとします。

10. 秘密保持

依頼人は、本サービスにより知りえた情報を第三者に漏洩してはならないものとします。漏洩により生じた損害は依頼人が負うものとします。

11. 免責事項

- (1) 通信混雑、機器障害ならびに天災地変その他やむを得ない事由により、サービスが遅延または不能になることがあっても、そのために生じた損害については当金庫は責任を負いません。
- (2) 当金庫の責によらない事由により伝送データの内容が第三者に漏れても、そのために生じた損害については当金庫は責任を負いません。

12. 問題発生時の解決

取引内容・残高に相違がある場合において、依頼人と当金庫の間で疑義が生じたときは、当金庫の機械記録の内容をもって処理させていただきます。

13. 紛議発生時の解決

当金庫の責によらない事由により、かりに紛議が生じても、当金庫は責任を負いません。

14. 関係規定の適用・準用

本利用規定に定めのない事項については、関係する預金規定、当座勘定規定、当座勘定貸越約定書および振込規定により取扱います。

15. 規定の変更

- (1) この規定の各条項その他の条件は、諸般の状況変化、その他相当の事由があると認められる場合には、当金庫ホームページへの掲載、その他相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。
- (2) この変更は、公表の際に定める相当な期間を経過した日から適用されるものとします。

以 上